

平成27年山形村議会第2回定例会

議事日程（第3号）

平成27年6月18日（木曜日）午後 2時00分開会

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名
《委員会付託請願・陳情、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 2 請願第 1号

日程第 3 請願第 2号

日程第 4 請願第 3号

日程第 5 請願第 4号

日程第 6 陳情第 1号

《既提出議案、審議、表決》

(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 7 議案第34号

日程第 8 議案第35号

日程第 9 議案第36号

日程第10 議案第37号

日程第11 議案第38号

日程第12 議案第39号

日程第13 議案第40号

閉会宣告

出席議員（12名）

1番 大池俊子君

2番 上条浩堂君

3番 新居禎三君

5番 小林武司君

6番 籠田利男君

7番 増澤武志君

8番 大月民夫君

9番 西牧一敏君

10番 竹野 入恒夫君

11番 赤羽 千秋君

12番 三澤 一男君

13番 平沢 恒雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 百瀬 久君

副村長 中村 俊春君

教育長 山口 隆也君

会計管理者 住吉 誠君

総務課長 中村 康利君

税務課長 篠原 雅彦君

住民課長 青沼 永二君

保健福祉課長 塩原 美智代君

子育て支援課長 小林 好子君

保育園長 百瀬 清君

産業振興課長 赤羽 孝之君

建設水道課長 篠町 通憲君

教育次長 上條 憲治君

総務課財政係長 村田 鋭太君

事務局職員出席者

事務局長 籠田 佐知子君

書記 神通川 直美君

◎開議の宣告

○議長（平沢恒雄君） 本日の会議に先だちまして、報道関係者から取材の申し込みがありましたのでこれを許可しました。

全員が出席で、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第2回山形村議会定例会を再開します。

（午後 2時00分）

◎議事日程の報告

○議長（平沢恒雄君） 本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平沢恒雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、5番・小林武司議員、6番・籠田利男議員を指名します。

◎委員会付託請願・陳情の審議、表決

○議長（平沢恒雄君） これより議事に入ります。

委員会付託請願・陳情の審議、表決を行います。

既に所管の常任委員会に付託して審査いただいております請願・陳情で、委員会の審査結果が出たものについて、これより審議、表決いたします。

常任委員会の審査結果はお手元に配布の請願・陳情審査結果報告のとおりですが、ここで該当常任委員長の審査結果の報告を求めます。

初めに、総務産業常任委員会の審査結果の報告を求めます。

籠田利男総務産業常任委員長。

（総務産業常任委員長 籠田利男君 登壇）

○総務産業常任委員長（籠田利男君） 総務産業常任委員会付託請願・陳情の審査結果報告をします。

総務産業常任委員会に付託されました請願・陳情の審査結果を報告いたします。本委員会に付託されました請願・陳情につきましては、去る6月15日に委員会審査を行いました。27請願第2号「『安全保障関連法案』を国会で成立させないよう要請する請願書について」は採択とし、措置として衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

27請願第4号「『国際平和支援法案』および『平和安全法整備法案』制定に反対する請願について」は採択とし、措置として衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

27陳情第1号「TPPに関する国会議決の実現を求める陳情について」は採択とし、措置として衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣官房長官に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

以上、会議規則第94条第1項の規定により、総務産業常任委員会の審査結果の報告を申し上げましたので、ご審議をお願いします。なお、請願第2号、第4号につきましては、内容が同じものに対する請願であるため、当村議会といたしましては、1つとして意見書の提出をしますことを申し添えます。

○議長（平沢恒雄君） 次に、福祉文教常任委員会の審査結果の報告を求めます。

上条浩堂福祉文教常任委員長。

（福祉文教常任委員長 上条浩堂君 登壇）

○福祉文教常任委員長（上条浩堂君） 福祉文教常任委員会に付託されました請願の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託されました請願につきましては、去る6月16日に委員会審査を行い、27請願第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書について」は採択すべきものと決し、措置として衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

次に、27請願第3号「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める請願書」につきましては、採択とし、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

以上、会員規則第94条第1項の規定により、福祉文教常任委員会の審査結果の報

告を申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ありませんか。

三澤議員。

○12番（三澤一男君） 請願の2号、並びに請願の4号でございますけれども、内容が同じなので意見書を統一して出すということでの委員長発言がございましたが、今までこういったような統一した提出があったかどうか、そのような経緯があったかどうかだけ、お聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） それでは、ただいまの三澤議員の質問に対して、籠田常任委員長。

○6番（籠田利男君） 今回初めてのことで、私はちょっとわからなくて申しわけありません。

○議長（平沢恒雄君） 三澤議員、よろしいですか。

○12番（三澤一男君） 委員長の答弁で、委員長の経験がそういうことで、ないという中では、そういう答弁しかないのかなということで、了解します。

○議長（平沢恒雄君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないので、質疑を終結します。

これより請願・陳情についての討論、採決を行います。

日程第2、27請願第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願について」の討論、採決を行います。

お諮りします。本請願は討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

増澤議員。

○7番（増澤武志君） はい。

○議長（平沢恒雄君） それでは、異議がありますので、討論を行います。

最初に、本請願に反対の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 反対の討論はありませんか。

それでは、賛成の議員の討論を許します。

増澤議員。

○7番（増澤武志君） 私は本請願に賛成する立場で討論いたします。

そもそも、義務教育は全国民が共通して享受する基本的人権の一つであります。憲法第26条第2項に「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする」とあり、将来変わらずこれを堅持することが国民の教育水準を維持し、高い道德観を持った人間形成と人格形成と日本人として常識ある人材の育成、また国際社会で活躍する優秀な能力を育てるという重要な役割を持っているところです。

さて、その義務教育の財源は国と地方の負担割合は長年2分の1ずつであったものを、三位一体改革の中で、国3分の1に引き下げられました。減額分は一般財源として交付税措置され、実質、地方の負担は従来どおりとされております。

しかし、今後、国の財源措置が続く保証がされていない以上、教育財源は地方自治体の財政力により教育水準が変わりかねないという状況になることが考えられます。この地方の教育に関係する人からの声はよく理解できます。義務教育制度そのものを堅持するためにも、この請願を採択し、国に意見書を提出することに賛成であります。

この請願書の文面も、昨年のもと比較して、減額分について交付税措置があることについての記載がされるなど、昨年よりも正確で良心的な文章になっていることを評価しているものでございます。議員諸氏の賛同をお願いするものです。

以上です。

○村長（百瀬 久君） ほかに討論ありますか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 討論を終結し、ただちに採択したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認め、これより採決します。

本請願についての福祉文教常任委員長の報告は、採択であります。本請願を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、27請願第1号「義務教育費国

庫負担制度の堅持を求める請願書について」は、採択と決定しました。

日程第3、27請願第2号『安全保障関連法案』を国会で成立させないよう要請する請願について」討論、採決を行います。

お諮りします。本請願は討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 本請願に反対の議員の討論を許します。

西牧議員。

○9番(西牧一敏君) 反対の立場から討論をさせていただきます。

本来ならば、2号と4号において、同時ということになりますけれども、議長、そのところはいかがでしょうか。

○議長(平沢恒雄君) 提出者が違いますので、1個ずつやれますので、そんなことで。

西牧議員。

○9番(西牧一敏君) では、『安全保障関連法案』を国会で成立させないよう請願する請願書」に対して、私は反対の討論をさせていただきます。

まず第一に、この請願書は議員必携の278ページ、上段最後の文章に、「町村行政なり議会の制限に属さない事項にかかるものは不採択とするほかはない」という明確に述べているところがございます。それから280ページの8番のところに権限外の事項と意見書の取り扱いの項には、「国の外交に関することや町村の権限外のものまで含まれる傾向にある。こうした動向に対し、特に町村の権限外である外交問題に関する意見書、ここでは請願書を提出されたという請願を採択することは一般的に好ましくないとされているので慎重な配慮が必要である」との解釈があるわけがございます。

以上のことから、私は反対とさせていただきます。

しかしながら、私の若いころ、青年時代、60年安保、70年安保ということで、国が非常に動いておりました。やはり、一国というものが独立していくということは非常に大切なことでございます。その中からいったときに、米国の庇護のもとに日本の発展があったということは事実でございますけれども、今現在、日本というのは、この間、サミットがありましたように、やはり世界の主要国家の一員として国際社会ということを見据えて責任を持つ国であるということは間違いないことであるわけでございます。当時、昔には、2大大国の冷戦状態があって、非常に難しい状態であった。

今現在は、そういう中からいったときに、非常に難しいことは大国という冷戦というものが崩壊して、それぞれの地域紛争というのが非常に多くなってきている。この中において、日本ということがやはりこれからどのように国家を守り、また、国民の生命、財産を守るかということは、これは一国の国民としてなり、国政として考えていかなければいけない。

昨日も党首討論がございましたけれども、今まさにその渦中であるわけでございます。そういうことからいったときに、今ひとつ、私たちは冷静にその動向を見ながら政府に委ねるということも必要ではないかということで反対をさせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 次に、本請願に賛成の議員の討論を許します。

大月議員。

○8番（大月民夫君） 8番、大月民夫です。賛成の立場で討論を申し上げます。

戦後70年、脈々と築き上げ、世界的にも多方面での評価を得てまいりました平和国家日本の称号がまさに根底からくつがえされる集団的自衛権行使を可能とする法案が審議をされております。憲法にかかわる専門家を初めとする圧倒的多数の民意が法案の廃棄を求める声として日増しに強まる中、法案成立を推進しようとする政府サイドから国民に対し、わかりやすい丁寧な説明がほとんどされないという実情は、リスクをひた隠し、できるだけ不透明なままで押し通そうという魂胆ではないかと思えてなりません。

国民の命と暮らしに直結する憲法にかかわる大きな問題は、小手先のまよかし的な手法ではなく、国民世論を必ず巻き込むためにも、法律に則った手順で正々堂々と、なおかつじっくり時間をかけて、国民の前で納得するまで議論を行う。しごく当然な運営を強く求めたいと思います。

したがって、本請願は採択とし、拙速に法案を制定しようとすることを断念するよう求める意見書を山形村民の声として提出すべきと考えます。

なお、もう一言申し添えたいのは、今回の国会審議で明らかにされた事柄であります。非戦闘地域での活動を建前に行われたイラク並びにアフガニスタンにおけるアメリカ軍の後方支援に派遣された自衛隊員に、戦闘による犠牲者は1名も出なかったと報道され続けてまいりましたが、極度の恐怖感や緊張感にさらされ続けたことによる心的外傷ストレス障害を発症する隊員が多発し、自ら命を絶った自衛隊員が54名に達していたことを防衛相が初めて明らかにいたしました。戦争は、一歩足を踏み入れ、軸足を置いた瞬間から底なし沼のごとく、どうもがいても這い上がることができ

ない苦境に立たされる実情を今一度、国民全体でしっかりと噛みしめ、判断する必要性を感じます。

以上、申し添えまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 討論を続けます。討論ありますか。

反対討論の方、挙手してお願いします。

増澤議員。

○7番（増澤武志君） 7番、増澤武志でございます。本請願について、反対の立場から討論いたします。

現在、国会でいわゆる安全保障関連法案が審議中であります。昨日も党首討論が行われたところであります。昨今の国際情勢を見るときに、中国の海洋進出や中東諸国やアフリカでのイスラム過激派によるテロ行為等、従来の冷戦時代では考えられなかった事態が起こっており、日本を含め、あらゆる地域、国家間において、深刻な情勢と言わざるを得ません。

しかしながら、この件の中身については、ここで是非を論じるつもりはありません。国会において十分な議論をするよう希望するところです。まだまだ国民の理解も十分でないと思います。今後においても、十分時間を取り、国民的議論の中で理解を得るべく、政府には努力を求めたいと思います。

さて、請願については、憲法は第16条で「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」と請願権が認められております。その手続については、地方議会に請願しようとする場合、地方自治法第124条で議員の照会により請願書を提出する規定があります。さらに、自治法第99条は、意見書の提出に関し、「議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる」とされております。

しかしながら、本請願は国の専決事項である安全保障、防衛、外交関係であります。当然、村の権限外の内容であり、このようなものは全国町村議長会でも一般的に好ましくないとされております。明らかに地方自治法の条文の精神を逸脱する内容の請願であります。よって、採択及び意見書の議決は山形村議会のあるべき姿勢として控えるべきと考えます。良識ある議員諸氏の賛同を求め、討論を終わります。

○議長（平沢恒雄君） 次に、賛成討論の議員、ありますか。

それでは、賛成意見がありますので、討論を続けます。それでは、討論に発言を求めた議員の挙手をお願いします。本案に反対の議員の討論……。賛成の議員の討論を許します。それでは挙手をお願いします。

最初に、本請願に反対の議員の討論を許したわけで……。上条議員。

○2番（上条浩堂君） 討論をもう一度、最初からやり直してください。

○議長（平沢恒雄君） 本請願に反対議員の討論を許したところ、上条議員。

○2番（上条浩堂君） 2番、上条浩堂であります。この手の請願書、集团的自衛権の請願は、以前に当議会に出まして、そのときの反対の立場で現在も臨みますので、反対討論を申し述べたい。

そのときの内容につきましては、ここで改めて言いませんが、要するに、憲法解釈というのは時代とともに変わるべき。自分はときの政権の賛同者ではありませんが、安倍首相はそのことを国会で述べ、その発言には自分も賛成であります。つまり、限定的な集团的自衛権、これを認めていかないと諸外国の侵略に日本は耐えられない。そのような立場を、この前、貫いたのですけれども、今回も全く一緒。限定的な集团的自衛権の行使を認めるべきで、日本のあり方としてそちらがいいのではないかと、自分はそういう立場からこの請願書に反対する。

以上、反対討論を終わります。

○議長（平沢恒雄君） 次に、賛成討論がありましたら、発言をお願いします。

以上で討論を終結し、ただちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、これより採決します。本請願についての総務産業常任委員長の報告は採択であります。本請願を採択すると決するに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立多数であります。よって、27請願第2号「『安全保障関連法案』を国会で成立させないよう請願する請願書について」は採択と決定しました。

日程第4、27請願第3号「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める請願書について」討論、採決を行います。

お諮りします。本請願は討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議があるようなので、討論を行います。

最初に、本請願に反対の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 反対の議員はありません。

次に、本請願に賛成の議員の討論を許します。

増澤議員。

○7番(増澤武志君) 7番、増澤武志君です。本請願に賛成する立場での討論をいたします。

公的年金を家計費の主な収入とする世代は4世帯に1世帯で、少子高齢化が今後進むと、さらに高まるものと推定されます。年金原資は将来の支払いに備え、安全確実に運用することが絶対に必要です。現在、年金の運用は、国の独立行政法人である年金積立金管理運用独立行政法人が行っております。その運用に関し、リスクの高い海外債券や海外株式の割合を高め、一時の運用益を求めようとポートフォリオの変更がされました。

利益が生み出されている間は問題ありませんが、国際経済が例えば金融危機に陥ったときは、その影響をもろにかぶる恐れが生じます。損失が出ても、国は補償しません。補償するという制度がない状態で運用することは国民の将来の生活の不安の一因になるものであります。

国の機関で行う事業でも、村民の生活に直接影響を及ぼす内容であり、本請願を採択し、国に意見書を提出するべきものと判断いたします。議員各位の賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長(平沢恒雄君) 以上で討論を終結し、ただちに採択したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

福祉文教常任委員長の報告は、採択であります。本請願を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、27請願第3号「年金積立金の

専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める請願」については、採択と決定しました。

日程第5、27請願第4号『国際平和支援法案』及び『平和安全法制整備法案』制定に反対する請願」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本請願は討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議があるようですので、討論を行います。

最初に、本請願に反対の議員の討論を許します。

増澤議員。

○7番（増澤武志君） 7番、増澤武志です。

先ほどの請願第2号と理由は同様であります。山形村議会が国の専決事項である安全保障、防衛、外交問題であるこの請願を採択し、意見書を提出するということは、山形村議会のあるべき姿勢として控えるものと考え、反対といたします。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 次に、本請願に賛成の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

総務産業常任委員長の報告は採択であります。本請願を採択と決定するに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立多数であります。よって、27請願第4号『国際平和支援法案』及び『平和安全法制整備法案』制定に反対する請願」については、採択と決定しました。

日程第6、27陳情第1号「TPPに関する国会決議の実現を求める陳情書」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本陳情は討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 最初に本陳情に反対の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 次に、本陳情に賛成の議員の討論を許します。

大池議員。

○1番（大池俊子君） 1番、大池俊子です。賛成の立場から討論をします。

4月28日の日米首脳会談では、日米2国間協議の大きな進展を確認し、早期妥結に向けた協力を再確認しました。16日にアメリカ議会に大統領貿易促進権限TPA法案が提出されたことを契機に、日米2国間協議が大きく進展し、牛肉の関税を10年余りかけて38.5%から10%前後まで引き下げる。豚肉も1キロ当たり482円から50円前後まで引き下げることや、セーフガードについても大枠合意、また米国産米の特別輸入枠を設定することが固まり、米国側は試食米、加工用米を合わせた21.5万トンを要求して、日本側の譲歩が焦点になっていると報道されています。米や牛、豚肉などを重要品目として除外または再協議を求めた国会決議に違反していることは明白であり、重大な譲歩提案は許せません。

一方で、TPA法案は、従来のTPA法案と違って、交渉は妥結しても事実上議会が修正を求める権限が盛り込まれており、仮に交渉が合意しても、再譲歩が迫られる可能性があります。さらに、交渉参加国にとって受け入れがたい為替条項も含まれています。日米両政府は、日米協議の前進をてこにTPP全体を妥結させようとしているものです。よって、TPP交渉に関する国会決議を順守するためにも、この陳情を国に挙げることについては賛成であります。

○議長（平沢恒雄君） 討論を続けます。本案に反対の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 次に、本陳情に賛成の議員の討論を許します。

増澤議員。

○7番（増澤武志君） 7番、増澤武志です。本陳情に賛成の立場で討論いたします。

TPP環太平洋戦略的経済連携協定の締結が最終局面を迎えていると聞いておりますが、国会にも交渉の概要が開示されることなく、影響を受ける農業者は不安を隠しきれません。特に、米、牛肉、豚肉といった重要品目は交渉の内容次第で農家経営が破綻するという恐れが生じます。国は農家の不安を解消するためにも、交渉経過の情報を国会に報告しながら進めるべきです。

また、食糧安全保障の考え方からも、日本の食料自給率を高め、農業を儲かる産業

へ脱皮することが課題です。そのためにも、関税を完全撤廃するのではなく、守るべきものは守る、政策的判断によるメリハリをつけた交渉をすべきであります。

山形村の基幹産業である農業は、品質の高さで国内で高い支持を得ていますが、国際化の波をもろにかぶることで、農業の崩壊を招いてはなりません。地域の産業を守り、発展させるためにも、交渉の行方は気にかかります。交渉の経緯をオープンにし、委員会決議を順守することを求めるこの陳情を採択することに賛成するものです。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

総務産業常任委員長の報告は採択であります。本陳情を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立多数であります。よって、27陳情第1号「TPPに関する国会決議の実現を求める陳情書」については、採択と決定しました。

◎議案第34号～議案第40号

○議長（平沢恒雄君） ○議長（平沢恒雄君） 続いて、既に提出議案の審議、表決を行います。

日程第7、議案第34号から、日程第13、議案第40号までの既に提出議案を一括議題として審議、表決を行います。各議案の常任委員会審査結果はお手元に配布の議案審査報告書のとおりであります。ここで各常任委員長の議案審査結果の報告を求めます。

総務産業常任委員長の報告を求めます。

籠田利男総務産業常任委員長。

（総務産業常任委員長 籠田利男君 登壇）

○総務産業常任委員長（籠田利男君） 総務産業常任委員会付託議案の審査結果報告をします。総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果ですが、本委員会に付託されました議案につきましては、去る6月15日の審査の結果、次のとおり決定し

ましたので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第34号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、議案第36号「平成27年度山形村一般会計補正予算（第1号）の所管の款・項」、議案第39号「平成27年度山形村下水道事業会計補正予算（第1号）」、議案第40号「平成27年度山形村水道事業会計補正予算（第1号）」以上の4議案につきましては、いずれも可決すべきものと決定し、ご報告申し上げます。

ご審議をお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

上条浩堂福祉文教常任委員長。

（福祉文教常任委員長 上条浩堂君 登壇）

○福祉文教常任委員長（上条浩堂君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託されました議案につきましては、去る6月16日審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会規則第77条の規定により報告いたします。

議案第35号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」、議案第36号「平成27年度山形村一般会計補正予算（第1号）の所管の款・項」、議案第37号「平成27年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、議案第38号「平成27年度山形村介護保険特別会計補正予算（第1号）」以上4議案につきましては、いずれも可決すべきものと決定いたしました。

なお、申し添えますが、議案第36号一般会計補正予算においては、宝くじまちな音楽会に関する質疑が非常に多数あったことをつけ添えます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 各常任委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ありませんか。質疑を終結いたします。

続いて、順次、討論、採決を行います。

最初に、日程第7、議案第34号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、ただちに採決したいと思います。これに

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認め、ただちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第34号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8、議案第35号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」討論、採決をいたします。

お諮りします。本案件は討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認め、ただちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって「議案第35号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第9、議案第36号「平成27年度山形村一般会計補正予算(第1号)」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) それでは、異議がありますので、ここで討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

大池議員。

○1番(大池俊子君) 1番、大池俊子です。

賛成の立場から討論したいと思います。

今回の補正予算の中に、不服審査制度関連規定整備支援業務委託料として、129万6,000円が盛り込まれています。マイナンバー制導入によるというものです。マイナンバー制については、私は以前から反対をしてきました。特に今回の年金情報の流出事件から、国民の不安、不信が広がっています。今年10月から日本に住民票を持つ全員に生涯不変の番号を割り振り、来年1月から税、社会福祉分野まで、国が管理を強めるものです。これについては、反対するものであります。

しかし、多子世帯保育料への減免、事業補助金として140万8,000円があります。福祉医療、県が中学3年までの医療費の無料化、これはシステム改修として1,000円ではありますが、子を持つ親にとっては長年の夢でありました。村での18歳までの引き上げを望み、また、窓口無料化も望むものですが、これについては大変賛成できます。

6次産業ネットワーク活動交付金の3,150万円も、村トンネルとはいえ、農業に夢を抱く農業後継者への交付金であり、成功を祈るものです。宝くじまちの音楽会関連の補正も、より観賞しやすい条件にしていく住民の皆さんの協力を期待しつつ、賛成討論とします。

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結し、ただちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認め、ただちに採決をします。

委員長報告は、原案可決すべきものでありました。委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第36号「平成27年度山形村一般会計補正予算（第1号）」については原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第10、議案第37号「平成27年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） それでは、討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

大池議員。

○1番(大池俊子君) 1番、大池俊子です。

今回の補正の中に、大きなもので、健康保険税の減額があります。この健康保険税の減額については、以前より高い国保税に対して、山形村が資産割が非常に高いと言ってきました。松本などは3割がゼロであります。しかし、今回の補正の中では、35%から20%、15%引いてあります。これは大変に評価できるものであると思いますので、この補正予算に対しては賛成とします。

○議長(平沢恒雄君) 以上で討論を終結し、ただちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認め、ただちに採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものであります。委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第37号「平成27年度山形村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第11、議案第38号「平成27年度山形村介護保険特別会計補正予算(第1号)」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものであります。委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第38号「平成27年度山形村介護保険特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり、可決すること

に決定しました。

次に、日程第12、議案第39号「平成27年度山形村下水道事業会計補正予算（第1号）」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、ただちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものでありました。委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第39号「平成27年度山形村下水道事業会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり、可決することに決定しました。

次に、日程第13、議案第40号「平成27年度山形村水道事業会計補正予算（第1号）」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、ただちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものでありました。委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第40号「平成27年度山形村水道事業会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり、可決することに決定しました。

以上で、既に提出議案の審議表決は終了しました。

ここで、議案整理のため、暫時、休憩といたします。

休憩。

（午後 2時54分）

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

議事日程は、お手元に配布のとおりです。

(午後 2時55分)

◎発議第2号

○議長（平沢恒雄君） 日程第14、発議第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出についてを議題といたします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

上条浩堂福祉文教常任委員長。

(福祉文教常任委員長 上条浩堂君 登壇)

○福祉文教常任委員長（上条浩堂君） 発議第2号の「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」について、提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、ご覧いただきたいと思えます。義務教育費国庫負担制度は、全ての国民に対し、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等及びその水準の維持向上を図る目的であり、国の責務であります。しかしながら、義務教育費の国庫負担金を減額し、地方自治体へその負担を強いてきました。そのために、地方財政は圧迫され、地方自治法の本旨に基づく主体的な行政の確保が困難になり、教育の機会均等及びその維持向上も保証なくなる恐れがあると考えられます。

以上の理由により、義務教育費国庫負担制度が堅持されることを強く要望する意見書を提出するものであります。意見書の提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣です。

以上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 質疑ありませんか。

質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

本案件は討論を省略し、ただちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、発議第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出についての件は、原案のとおり、可決されました。

◎発議第3号

○議長(平沢恒雄君) 日程第15、発議第3号「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出」についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

上条浩堂福祉文教常任委員長。

(福祉文教常任委員長 上条浩堂君 登壇)

○福祉文教常任委員長(上条浩堂君) 発議第3号の「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書」について提案説明を行います。意見書の文面についてはご覧いただきたいと思えます。

政府が成長戦略である日本再興戦略などにおいて年金積立金管理運用独立行政法人に対し、年金積立金の運用の見直しを求めました。しかし、年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、もっぱら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。

以上の理由により、意見書を提出するものであります。意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長(平沢恒雄君) 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案件は討論を省略し、ただちに採決したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、発議第3号の「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書」についての件は、原案のとおり、可決されました。

◎発議第4号

○議長(平沢恒雄君) 日程第16、発議第4号『安全保障関連法案』を成立させないよう求める意見書の提出」についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

籠田利男総務産業常任委員長。

(総務産業常任委員長 籠田利男君 登壇)

○総務産業常任委員長(籠田利男君) 発議4号『安全保障関連法案』を成立させないよう求める意見書の提出」について、提案説明を行います。意見書の文面につきましては、ご覧いただきたいと思ひます。

国際平和支援法案及び平和安全法制整備法案は、自衛隊の武力行使の条件を整備し、これまで自国防衛以外の目的に行使できなかった自衛隊の力を、米国などの求めに応じて自由に行使できるようにするものにほかなりません。平和憲法下のわが国の基本政策を転換し、戦争を放棄した平和国家日本のあり方を根本から変えるものであります。

以上のことから、意見書を提出するものです。

なお、先ほどの請願・陳情審査結果の報告でも申し上げましたが、この意見書については、山形村9条の会と憲法擁護松本地区連合会より意見書の提出を求められていたものであります。内容が同じであるため、当村議会としては、1つにして意見書の提出をするものであります。意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ありませんか。

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案件は討論を省略し、ただちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ありますので、討論を行います。

最初に、本案件に反対の議員の討論を許します。

増澤議員。

○7番（増澤武志君） 7番、増澤武志です。

この意見書につきましては、地方自治法第99条「議会は当該公共団体の公益に関する事件につき、意見書を国会または関係行政庁に提出することができる」という文言に対して、明らかにこれは国の専決事項であります安全保障、防衛、外交問題であります。したがって、この地方自治法第99条の精神を逸脱する内容の意見書でありますので、私は提出に反対いたします。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 賛成の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結し、ただちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立多数であります。よって、発議4号『「安全保障関連法案」を成立させないよう求める意見書の提出』についての件は、原案のとおり、可決され

ました。

◎発議第5号

○議長（平沢恒雄君） 日程第17、発議第5号「TPPに関する国会決議の実現を求める意見書の提出」についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

籠田利男総務産業常任委員長。

（総務産業常任委員長 籠田利男君 登壇）

○総務産業常任委員長（籠田利男君） 発議第5号「TPPに関する国会決議の実現を求める意見書の提出」について、提案説明を行います。意見書の文面につきましては、ご覧いただきたいと思えます。

TPPは食の安全・安心、ISDなど国民生活に直結し、国家の主権を揺るがしかねない重大な問題を含むばかりでなく、農業に壊滅的な影響を与えると危惧されています。政府はTPP交渉に際し、農林水産物の重要品目の取り扱いはもちろん、食の安全やISD条項など、国民の食と命と暮らしにかかわる事項を定めた衆参農林水産委員会決議を必ず実行することを求め、意見書を提出するものです。意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・財務大臣、TPP担当大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣官房長官です。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、ただちに採決したいと思えますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案件に賛成の議員はご起立願ひます。

(賛成者起立)

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、発議第5号「TPPに関する国会決議の実現を求める意見書の提出」についての件は、原案のとおり、可決されました。

◎閉会中の継続審査の申出について

○議長（平沢恒雄君） 日程第18「閉会中の継続審査の申し出」についてを議題とします。

各委員長より、会議規則第75条の規定による閉会中の継続審査、調査の申し出がお手元に配布のとおり、提出されました。

お諮りします。閉会中の継続審査、調査事項については、各委員長の申し出のとおり、承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、各委員長の申し出のとおり、閉会中もなお継続審査、調査することに決定しました。

◎議員派遣の件について

○議長（平沢恒雄君） 日程第19「議員派遣の件」についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配布の「議員派遣の件」のとおり、派遣したいと思います。が、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認めます。よって、お手元に配布の議員派遣の件のとおり、派遣することに決定しました。

以上で今定例会の議事日程は全て終了しました。

◎村長あいさつ

○議長（平沢恒雄君）　ここで、村長より挨拶があります。

百瀬村長。

（村長　百瀬　久君　登壇）

○村長（百瀬　久君）　閉会にあたりましてご挨拶を申し上げます。今朝の大きな話題は、公選法の改正であります。昨日、参議院本会議にて成立をしました。18歳以上に選挙権年齢が引き下げられたことであります。選挙権の年齢変更は、1945年、20歳以上男女の参政権が認められて以来、70年ぶりの改正法で、日本の政治の転換点であると言われております。

自民党与党は、来年度、夏の参議院選挙の有権者が240万人増えるので、その票を期待するとのことであります。これをきっかけに、若者の政治への関心を高め、低迷する投票率の底上げをしたいと考えているようであります。これは山形村も同じであります。18歳ころの若者は村外に出ていることが多く、在村の若者にいかに投票に来ていただくか、また、話題になっておりますネットでの投票をどのように充実させていくかと、いろいろな検討が必要になってまいります。

また、これによりまして、成人式にはいつも成人になる人の権利が選挙権というようなことを言ってまいりましたが、これが言うことができなくなってまいりますので、成人式の内容も少し変わってくるかなと。何か新しい時代の到来を感じるわけでございます。

さて、今定例会は6月10日から本日6月18日までの間でありましたが、ご提案を申し上げました全ての議案につきまして、ご承認、またご議決を賜りまして、誠にありがとうございました。特に27年度補正予算につきましては、詳細にわたってご審議をいただきましたことを改めて御礼申し上げます。

初日での本会議、また、全員協議会、総務産業常任委員会、福祉文教常任委員会と、本日举行しました本会議ともに慎重にご審議をいただきましたこと、改めて御礼申し上げます。また、一般質問では、貴重なご意見もご提案もをいただきまして、ありがとうございました。

今回の議会決議をいただきました中に、山形村国民健康保険税の引き下げがあります。先ほども大池議員から評価をいただきましたけれども、これは今年の大きな住民サービス向上の一つであります。以前、一般質問でいただいたり、また、昨年の地域懇談会でも同じような意見をいただきました。村民のご要望に応えるというようなこともございますが、以前、増額したこともありますので、過去の経過を踏まえ、前向

きに検討してまいりました。住民の皆さんのご要望に応えすることができましたので、皆さんからの評価もいただきたいと思っております。

また、医療費が減少したことは住民の皆さんが健康づくりに共同で取り組んでいたことが大きな原因だと考えております。現在、長野県で一番高い国民健康保険と言われておりますけれども、少しでもこれによりまして下がっていただければいいなと思っておりますが、下がったとはいえ、実際はまだ高い水準でありますので、これから取り組みます健康寿命延伸の活動で、住民の皆さんとともに、一緒に活動し、効果を出していきたいと思っております。

また、その他、補正予算で承認していただきました項目は、本予算と同様に積極的に進めてまいりますので、議員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、議員の皆様におかれましては、これから夏場に向かい、陽気の変動が気にかかりますので、健康にご留意され、行政を車の両輪のごとく、それぞれの使命で力強く支援していただき、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（平沢恒雄君） 以上で、平成27年第2回山形村議会定例会を閉会し散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時17分）